

情報

- お願い
- お知らせ
- 募集



〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
	FAX387-5816	松 枝 公 民 館	☎387-0156
福祉健康センター	☎388-7171	総 合 会 館	☎387-8432
福 社 会 館	☎387-1121	歴 史 民 俗 資 料 館	☎388-0161
児 童 館	☎388-0811	ふ ら っ と 笠 松	☎388-2355
子育て支援センター	☎387-0561	中 央 公 民 館	☎388-3231
(町体育協会事務局)		町社会福祉協議会	☎387-5332

土地・家屋に変更があるときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって、税負担が軽減されるものがあります。

土地や家屋の用途変更があった場合は、次のとおり届出してください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出てください。

●届出が必要なときとその届出書などの名称 土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	届出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更した場合(例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更した場合(例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

給与所得者の年末調整

岐阜南税務署

■年末調整とは

給与所得者については、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる際に、所得税の精算が行われるため、大部分の方は確定申告をする必要がありません。この精算手続は「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を勤務先へ提出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

各種控除	勤務先への提出書類
配偶者控除、扶養控除、 障害者控除、寡婦控除 など	扶養控除等(異動)申告書
配偶者特別控除	
社会保険料控除	保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	住宅借入金等特別控除申告書
住宅借入金等特別控除	

詳しい内容については岐阜南税務署にお尋ねください。☎271-7111
また、国税庁ホームページでもご確認ください。http://www.nta.go.jp

源泉徴収義務者の皆さんへ

町県民税の特別徴収(給与天引き)についてのお願い

税務課

給与所得者にかかる町県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収(給与支払者が給与から天引きする)」方法によって徴収するものと定められています。(地方税法第321条の3、第321条の4)。

源泉徴収義務者で、町県民税の特別徴収(給与天引き)を行っていない皆さんについては、この税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収(給与天引き)への変更をお願いします。詳細は役場税務課までお尋ねください。